

Title	ロールズの「政治的リベラリズム」における人格の構想
Sub Title	The conception of the person in Rawls's political liberalism
Author	花形, 恵梨子(Hanagata, Eriko)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2007
Jtitle	哲學 No.118 (2007. 3) ,p.93- 110
JaLC DOI	
Abstract	The purpose of this paper is to clarify the role of political conception of the person in Rawls's political liberalism and explore how his theory can handle the diversity of human beings. I will discuss that in his political liberalism 1) the parties in the original position, 2) the citizens in the political domain i.e. the political conception of the person and 3) the people in the background culture can be distinguished. The parties in the original position are "artificial creatures" whereas 2) and 3) are two different sides of an individual. The political conception of the person supports Rawls's egalitarian liberalism while answering the question of stability. At the end I will show briefly that when we take account of the two different sides of the individual, Rawls's theory can be extended to take people's diversity into consideration.
Notes	投稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000118-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

投稿論文

ロールズの「政治的リベラリズム」
における人格の構想¹

花 形 恵 梨 子*

**The Conception of the Person in Rawls's
Political Liberalism**

Eriko Hanagata

The purpose of this paper is to clarify the role of political conception of the person in Rawls's political liberalism and explore how his theory can handle the diversity of human beings. I will discuss that in his political liberalism 1) the parties in the original position, 2) the citizens in the political domain i.e. the political conception of the person and 3) the people in the background culture can be distinguished. The parties in the original position are "artificial creatures" whereas 2) and 3) are two different sides of an individual. The political conception of the person supports Rawls's egalitarian liberalism while answering the question of stability. At the end I will show briefly that when we take account of the two different sides of the individual, Rawls's theory can be extended to take people's diversity into consideration.

* 慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程課程（倫理学専攻）

I

ロールズは個人と個人の関係ではなく、社会における人々の関係について論じている。そのため、社会の基礎構造²に焦点をあて、どのような社会の枠組みが正義に適っているのかということ問うのである。そのような、政治的な理論にとって、人格の概念をどのように考えるのかということがその理論の特徴を成しているといえる。

ロールズの理論は、時代状況やさまざまな批判に応答するかたちで、年代を追って変遷を遂げてきた。年代順に「正義論」、「カント的構成主義」、「政治的リベラリズム」の三つの区分に分けることができるであろう。問題の中心が社会の基礎構造であることや、正義の二原理の内容に大きな変更は見られない。しかし、「政治的リベラリズム」におけるロールズは、現代の民主社会において人々間の価値観が多様であることを受け止め、次のような問いに改めて答えようとする。現代の民主社会において、人々が多様な、時には衝突するような、宗教的、政治的、道徳的な包括的教説を持つことを考慮し、異なる善の構想を持つ人々の間で、いかにして社会の安定した協働の枠組みを維持するのか、その問題意識に応じたかたちで、提示されているのが「正義の政治的構想」であり、その一部を成しているのが「人格の政治的構想 (political conception of the person)」である。

¹ 構想 (conception) についてロールズは次のように述べる。「基本概念の構成要素を特定の仕方で規定するならば、その基本概念は構想になる。」John Rawls, *Justice as Fairness: A Restatement*, edited by Erin Kelly, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2001, p. 19.

² 基礎構造 (basic structure) とは、社会の「主要な政治的・社会的制度と、それらを一つの協働の体系として結合する方法」である。Rawls, *Justice as Fairness*, p. 8.

ロールズにおける人格像は、今までさまざまな批判を受けている³。しかし、それらの批判は原初状態における人格像や、正義の政治的構想によって与えられている人格像などを区別せずに、また、それらの人格像が理論全体において果たす役割を十分考慮せずになされていることも多い。今一度、後期ロールズの理論における人格像を整理し、そこから何が言えるかを考察することは意味のあることであるように思われる。

本論の目的は、後期ロールズにおける「人格の政治的構想」を理論全体において位置づけ、その役割を明らかにすることである。そして、ロールズの理論はどのように人々の多様性に配慮できるのかということについて考えたい。

まず、『正義論』と比較しながら、「政治的リベラリズム」において人々がどのように捉えられているのかを確認する。次に、新しく導入された人格の政治的構想とロールズの平等主義的リベラリズムとの関係について、正義の二原理を見ながら述べていく。その際、「民主的平等」や自由の価値に言及しながら、正義原理が人々に何を保障しようとするのかを明らかにする。最後に、人格の政治的構想の役割に留意するならば、原理の適用の際に、ロールズの理論を拡張できるのではないかということについて簡単に述べたい。

II

よく知られているとおり、ロールズの主著『正義論』における目的は、「ロック、ルソー、カントに見られるおなじみの社会契約説を、一般化し、

³ 大別して、フェミニズムからの批判とコミュニタリアニズムからの批判に分けられる。リベラリズム全般に向けられたものも多いが、特にロールズを取り上げているフェミニズムからの批判の例としては、キッテイが挙げられる。Eva Feder Kittay, *Love's Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency*, New York: London: Routledge, 1999. ロールズに向けられたコミュニタリアニズムからの批判をまとめたものとしては Stephen Mulhall and Adam Swift, *Liberals and Communitarians*, 2nd ed., Oxford: Blackwell, 1996.

より高いレベルへと抽象化するような正義の構想を提示すること⁴であった。ロールズは、『正義論』においても、人々の間で善や幸福についての構想が異なることを考慮しており、安定性の問題について論じていた。しかし、結果としてロールズは『政治的リベラリズム』の序文において、『正義論』では、人々が正義の二原理を包括的な哲学的教説として受け入れており、そのような理論は「非現実的」であったと述べるに至る⁵。そして、「政治的リベラリズム」において、新たに「正義の政治的構想」と「包括的教説」との間の区別を明確にする。そして、改めて異なる包括的教説を持つ人々の間での社会の安定性を問う。

それに伴い、ロールズがその理論の中心に据えている人格像の役割も変化していったといえる。『正義論』において中心的な役割を果たしていたのは原初状態における当事者である。ロールズは、原初状態における人々が無知のヴェールによって互いの違いを知らず、「全ての人々が等しく合理的であり同じように位置づけられているために、各々が同様の議論によって説得されているのである。したがって我々は原初状態における合意をランダムに選ばれたある一人の視点から見ることができるのである⁶」と述べている。このことは、ロールズの理論において正義の二原理は、ある一人の人の観点から推論すれば導き出されるのであり、異なる人々の観点が考慮されていないかのような印象を受ける。原初状態の解釈として、異なる人々の観点が本当に含まれていないのかということは、本論では考

⁴ John Rawls, *A Theory of Justice*, revised ed., Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999, p. 10.

⁵ John Rawls, *Political Liberalism*, paperback ed., New York: Columbia University Press, 1996, p. xviii. ロールズは『正義論』の第三部における、安定性についての議論は一貫性に欠けていたと認めている。詳しくは、Samuel Freeman, "Introduction" in *The Cambridge Companion to Rawls*, edited by Samuel Freeman, Cambridge, U.K.: Cambridge University Press, 2003 においても論じられている。

⁶ Rawls, *Theory of Justice*, p. 120.

察しないが、「政治的リベラリズム」においては、そうではないことはたしかである。

「政治的リベラリズム」においても、原初状態の装置そのものは、保持されたままであるが、それが正義の二原理の正当化に際して果たす役割はあいまいであるといえる。代わって中心的であるのは、正義の政治的構想の一部である、人格の政治的構想である。

そこで、後期ロールズの理論において人々がどのように捉えられているかについては次の三つに分類することができるであろう⁷。

- (a) 原初状態における当事者
- (b) 政治的領域における市民
- (c) 背景的文化 (background culture) における人々

以下に、それぞれについて説明していく。

(a) 原初状態における当事者

原初状態における当事者たちが無知のヴェールの下、自らの善の構想、社会的地位、生まれつきの特質などを知らない状態で、合理的に自らの利害関心を追求した結果、採択されるのが正義の二原理である。この時、当事者たちは合理的 (rational) な個人として考えられており、外から課される制約が理に適ったもの (reasonable) である。原初状態は、人々を自由かつ平等な道徳的人格として扱うための条件には何が適切であるか、ということを実現化するための装置であるといえる。原初状態における当事者は、「あくまでも、我々の表象の装置において存在するような人工的な

⁷ Dreben は『正義論』においては、原初状態における当事者と人格という分類がなされており、『政治的リベラリズム』においては、原初状態における当事者、市民、人格という分類がなされていると整理する。Burton Dreben, "On Rawls and Political Liberalism," in *The Cambridge Companion to Rawls*, p. 325 参照。

人々にすぎない⁸」のである。

ロールズの原初状態は、社会契約説の系譜に連なるものである。ヌスbaumは、正義の問題について論じる際に影響を与えてきた、社会契約説に見られる特徴として、以下を挙げている。1) 契約に参加する当事者たちが自由、平等であり、自立しているとされていること、2) 社会的協働が相互利益として捉えられていること、3) 人々がそもそも政治的な原理を求めようとするための状況としての「正義の環境」(circumstances of justice)、4) 当事者たちの動機が自らの利害の追求に結びついていること⁹。ロールズの世界契約説においても、これらの特徴は当てはまる。また、ロールズの世界契約説には、上記の三つの特徴に加えて、各人への尊敬という要素があり、このことは、正義原理は各人に対して正当化できるものでなければならないという要請につながっている。

(b) 政治的領域における市民

「政治的リベラリズム」においては、「人格の政治的構想」が中心的な役割を果たしている。

人々は、さまざまな包括的教説を有し、それらに照らして各々の善の構想を有している。包括的教説とは、宗教や哲学的・政治的思想など、人生において何が価値あるかを定め、人々の生活の全領域にわたって、指針を与えてくれる教説を指している。現代の民主社会において、全ての人々が受け入れる単一の包括的教説というものは存在しない。しかし、ロールズは、人々の生活領域全般を支配するような価値については一致を得ることはできなくても、政治的領域における価値を共有することが可能なのではないかと考える。この時、政治的価値を自らの包括的教説においてどのよ

⁸ Rawls, *Political Liberalism*, p. 28.

⁹ Martha C. Nussbaum, *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2006, pp. 25ff.

うに位置づけるかは、それぞれに委ねられている。いかなる包括的教説とも両立可能であるものが、正義の政治的構想である。

正義の政治的構想は民主社会の公共的政治文化において受け入れられている、基本概念 (fundamental ideas) から組み立てられる。すなわち、「代々に渡る社会的協働の公正なシステムとしての社会」や、「自由かつ平等な市民」という人格の政治的構想などである。人格の政治的構想は、人々が政治的領域において互いをどのように見なすべきかを示した「市民としての人格」の構想である。ロールズは次のように述べる。人格の政治的構想は「政治的・社会的正義の構想の一部であると見なされている。すなわち、それは市民たちが基礎構造によって規定されるような政治的・社会的関係において自らを、また互いをどのように見なすべきであるかを特徴づけている¹⁰」。

このような、市民たちは、「一生涯に渡って十分に協働に参加することのできる正常な社会の成員」であり、「自由かつ平等な人格」とであるとされる。そして、二つの道徳的能力を有している。一つ目は、「正義感覚の能力」であり、正義の原理を理解し、それに基づいて行為する能力である。二つ目は、「善の構想の能力」であり、善の構想を定め、改訂し、追及する能力である。これらの道徳的能力に対応するかたちで、市民たちは理に適っておりかつ合理的であるといわれる。これらの道徳的能力は人々が自由かつ平等な市民として社会的協働に参加するために必要な能力である。

人格の政治的構想は、あらゆる包括的教説とも両立可能であり、また、民主社会の公共的政治文化において受け入れられているものである。この人格の政治的構想は、社会契約説の流れを汲んだ原初状態における人格像とも、またロールズの「カント的構成主義」における、カント的な人格の構想とも異なるものであるが、両者の特徴のいくつかは保持したままである。

¹⁰ Rawls, *Political Liberalism*, p. 300.

(c) 背景的文化における人々

(c) については、ロールズは多くは語らない。なぜなら、ロールズが主に問題としているのが公的な政治的領域であるからである。人々がお互いを市民と見なしている公的政治的フォーラム (public political forum) と異なる領域として提示されているのが、ロールズが背景的文化 (background culture) と呼ぶものである。背景的文化において、人々は結社の成員などとして、それぞれ善の構想を追及している。

(a) の原初状態における当事者たちは、「人工的な人々」である。(b) と (c) は、我々が政治的領域においては市民として関係し合っているのと同時に、その他の領域では人々として関係し合うことを表している。「我々は、市民としての人々の視点と、家族やそのほかの結社の成員としての人々の視点を区別する¹¹」とロールズは述べる。(b) の人格の政治的構想が、政治的領域における市民として的人格を現しているならば、(c) は社会に位置づけられた人格といえるだろう。

人格の政治的構想は、「公正としての正義¹²」を支えている「規範的かつ道徳的¹³」な構想である。次に、この人格の政治的構想がロールズの理論のリベラリズム、平等主義とどのように関係しているのか見ていきたい。そして、「公正としての正義」、すなわち正義の二原理が人々に何を保障しようとするのかを確認したい。

III

リベラリズムを定義するのは困難であるが、ロールズは、リベラルな正義の政治的構想に共通する要素として、「自由かつ平等な市民」という人格像、および相互性 (reciprocity) の概念を挙げている。

¹¹ John Rawls, *Collected Papers*, edited by Samuel Freeman, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999, p. 597.

¹² ロールズの提示する正義の政治的構想が「公正としての正義」である。

¹³ Rawls, *Justice as Fairness*, p. 19.

「政治的リベラリズム」において、問題とされていたのは、いかに安定した社会の枠組みを維持するのかということであったが、その際に重要であるのは相互性である。市民たちは正義の感覚を有しており、理に適っている (reasonable) という側面がある。理に適った人格は、他の全ての人々もそうする限りにおいて自らも進んで正義原理に従う。そして、自らと異なる包括的教説を持つ人々に対して寛容である。また、相互性の基準 (criterion of reciprocity) を受け入れている。相互性の基準とは次のとおりである。「我々の政治的な力の行使は、次の場合のみ適切である。すなわち、我々が提示する自らの政治的な行為の理由を、他の市民たちもその行為の正当化として理に適って受け入れられ得ると、自らが心から信じていることができるときである¹⁴」。理に適った人格は、他の理に適った人々も受け入れることのできるような理由（正義の政治的構想によって与えられる政治的価値などの公共的理由）によって、自らが支持する法や政治的な政策を説明しようとするのである。このような人々は、互いに公的な市民としての義務 (duty of public civility) を負っており、そのことが社会の安定性につながっていく。

そして、ロールズはリベラルな政治的構想には次の三つの特徴があると述べる¹⁵。

- (i) 一定の基本的権利、諸自由そして機会を規定する。
- (ii) これらの基本的権利、諸自由および機会を優先する。
- (iii) 市民たちに、これらの諸自由や機会を効果的に行使するための多目的な手段を保障する。

社会を「社会的協働のシステム」と見なしたときに、人々が道徳的能力を発達させ、市民として社会的協働に参加するために必要とされるのが基本財である。そして、その基本財の分配を定めたものが、正義の二

¹⁴ Rawls, *Political Liberalism*, p. xlvi.

¹⁵ Rawls, *Political Liberalism*, p. xlvi, p. 223.

原理である。基本財のうち、最も優先度が高く、道徳的能力の発達にとって必要不可欠であるのが基本的諸自由¹⁶である。例えば、平等な政治的自由や思想の自由は、正義感覚の能力の発達にとって、また、良心の自由や結社の自由は善の構想の能力の発達にとって必要であるとされる。このように、一定の基本的諸自由・権利には優先性が認められる。そして、それらのみではなく、実際にそれらを行行使するための手段をも保障するようなロールズの「公正としての正義」は平等主義的であるといわれる。

「公正としての正義」の平等主義的な側面は、「民主的平等」というかたちであらわされる。民主的平等は、もともとは、ロールズが『正義論』において、第二原理の複数の解釈を提示した際に、そのうちの一つを指していたものである。しかし、「民主的平等」の適切な理解のためには、正義の二原理（具体的には基本的諸自由の平等原理、公正な機会の平等原理、格差原理の三つ）を合わせて見ていく必要があるとダニエルズは述べる。

民主的平等の要点を理解するには、三つ全ての正義の原理を参照することを必要とし、このように全て参照しなければその修飾語を理解することはできない。第二原理の平等主義的な内容はそれ単独では、なんら「民主的」ではない。しかし、その内容は我々が自由かつ平等な市民としての権利、自由、そして、義務を行行使するということに関連して重要である。ロールズは、次のように述べる。「社会的正義の目的」は「全ての人々が平等に有する自由の完全な体系の価値を、最も不遇な人々にとって最大化されるようにすることである。」「民主的」という修飾語は、第二原理と第一原理のつながりを、および我々の市民としてのニーズを満たすためにそれらの原理が共に働くことを指し

¹⁶ 基本的諸自由と二つの道徳的能力の関係は Rawls, *Political Liberalism*, lecture VIII において詳しく論じられている。

ている¹⁷.

上記で挙げた、三つの特徴から見られるように、ロールズの考えるリベラルな構想は、一定の基本的諸自由・権利を保障する。そして、社会的・経済的不平等のみを問題にするのではなく、人々に基本的諸自由・権利を保障し、それとの関連において、人々が実際に自由かつ平等な市民としてそれらの自由や権利を行使することができるように不平等を是正する。そのような意味において民主的平等なのである。

それでは、正義の二原理の内容を見ていこう。第一原理は、各人に基本的諸自由・権利を平等に保障することを要求する。また、政治的自由の公正な価値 (the fair value of political liberties) の平等を保障することが、但し書きとして加えられている。第二原理は経済的・社会的不平等が許容される条件を示す「公正な機会の平等原理」と「格差原理」から成っている。第一原理が第二原理に対して、また、第二原理においては「公正な機会の平等原理」が「格差原理」に対して優先している。そのため、優先順位の高い原理が満たされた後、その他の原理が適用されていくこととなる。

民主的平等を実現するに当たって、第一原理、第二原理はそれぞれどのような役割を果たしているのか。そのことを理解するためには、ロールズが自由と自由の価値 (the worth of liberties) を区別していることに注目する必要がある。

自由の価値についてロールズは以下のように述べる。

基本的な諸自由は、法的に保護されている諸々の選択肢や機会である。もちろん、無知や貧困、そして一般に物質的な手段を欠いている

¹⁷ Norman Daniels, "Democratic Equality: Rawls's Complex Egalitarianism," in *The Cambridge Companion to Rawls*, p. 245.

ことは人々が自らの権利を行使し、これらの選択肢を自らの利益とすることを妨げる。しかし、我々は、これらのそして同様な障害物が、ある人の自由を制限しているとはせずに、自由の価値、つまり、人々にとっての諸自由の有用性に影響を与えていると見なすのである¹⁸。

したがって、自由と自由の価値は次のように区別される：自由 liberty は、平等なシティズンシップという自由の完全な体系によってあらわされる。が、人々や諸グループにとっての自由の価値は、体系が定める枠組みにおいて自身の目的を促進するその人々の力量にかかっている。平等な自由 equal liberty としての自由 freedom は全ての人々にとって同じである。平等を下回る自由に対する補償という問題は生じない。しかし、自由の価値は全ての人々にとって同じではない [...] 二つの原理を合わせることによって、基礎構造は全ての人々が平等に有する自由の完全な体系の価値が、最も不遇な人々にとって最大化されるように配置されるべきである。このことが社会的正義の目的である¹⁹。

第一原理が保障する基本的諸自由は各人に平等に同じように分配される。そのため、「平等を下回る自由に対する補償²⁰」という問題は生じないのである。そして、「これらの基本的諸自由を有することは、秩序ある民主社会における平等な市民という共通で保証された地位を規定する²¹」ということから、第一原理は市民たちに、市民としての地位を保障すると

¹⁸ Rawls, *Political Liberalism*, p. 326.

¹⁹ Rawls, *Theory of Justice*, p. 179. この引用における、自由の完全な体系とは、基本的諸自由という意味である。 *Political Liberalism*, p. 326 においても同様な記述があり、自由の完全な体系は、基本的諸自由で言い換えられている。

²⁰ Rawls, *Theory of Justice*, p. 179.

²¹ Rawls, *Political Liberalism*, p. 335.

いえる。

しかし、上記の引用にあるように、自由や権利が形式的に平等に与えられていても、各人の社会的地位の違いや能力、有している物質的な手段の違いなどによって、実際に享受できる自由というのは異なってくる。まず、第一原理によって人々には基本的諸自由・権利が保障される。それが、満たされたと、人々の自由の価値の不平等に対処するために、第一原理においては、基本的諸自由の平等に加えて、政治的自由の公正な価値 (fair value of political liberties) の平等が保障される。そして、第二原理によって、最も不遇な人々の基本的諸自由の価値が最大化されるのである。

ロールズは、正義の二原理が平等主義的ナリベラリズムであるのは、「a) 政治的自由の公正な価値が保障されており、ただ形式的ではないこと、b) 公正な（そして単に形式的ではない）機会の平等、そして最後に c) いわゆる格差原理²²」の三つの要素によると述べている。

だが、ロールズが前提とする「自由かつ平等な市民」をもとにした、「公正としての正義」は批判を受けている。前述のとおり、人格の政治的構想は社会契約説における人格の特徴を備えている。社会契約説に対しては、次のような批判²³が向けられることが多い。契約に参加する自由で平

²² Rawls, *Political Liberalism*, p. 6.

²³ 他には、社会的協働を相互的なものとして捉えているために、相互性にあずかることのできない人々を正義の対象から外してしまうのではないかという批判がある。ロールズの理論において、人々が平等であるのは社会的協働に参加するために必要な道徳的能力を有しているからである。そして、二つの能力のうち、市民たちが互いを平等であると認めるために、また相互性が成立するために、特に重要であるのは正義の感覚の能力である。この正義の感覚の能力は、十分に発揮できなくても、ほとんどの人が有していると考えられている。しかし、重度な精神的な障害を持っている人々などを適切に扱うことができないのではないという批判がある。この問題を取り扱ったものとしては Nussbaum, *Frontiers of Justice* が挙げられる。本論ではこの問題を扱うことができていないので今後も考えていきたい。

等な人格は、社会的に優位な立場にある人々が想定されており、実際の人々の不平等や多様性を扱えないというものである。加えて、問題とされるのが、市民としての人々に何を保障するのかと考えたときに、その社会的に優位な人々が基準とされてしまうことである。

しかし、正義の二原理をどのように適用していくかを考えれば、この批判はあたらなことが分かる。その際、ロールズの理論を拡張することによって、人々の多様性を考慮することができるということについて述べたい。

IV

まず、ロールズが自由の価値ということで、人々のどのような多様性に配慮しようとしていたのかについて考えたい。ロールズが、第二原理によって人々の間の自由の価値の不平等を是正しようとした時に、念頭に置かれていたのは、人々の間において、社会的地位、力量や有している物質的手段が異なることである。

ある自由がある人にとってどのような有用性があるか、と問うた時に、それは次に応じて変わってくると考えることができるであろう。

①その人の社会的地位、力量、持っている物質的手段など。

②その人の善の構想、すなわち人生における目的や何に価値を見出しているか。

ロールズ自身の言葉を借りるならば、人々における①の違いは社会的偶然性および自然的偶然性による不平等を生み出し、そして、第二原理によって対処されるのである。しかし、ロールズは②の違いによって生じる自由の価値の不平等については、直接に正義原理によって対処しようとはしない。むしろ、人々の善の構想は多様であり、意見の相違を生むので、市民としての人々に何を保障するべきであるのか、という公的な政治的議論においては持ち込まれてはならないとされる。つまり、政治的な議論

は、正義の政治的構想によって与えられる公共的理由のみによって行われるべきであり、各人の包括的教説に含まれている非政治的価値や善の構想に訴えることは、公共的な正当化の際には避けられねばならないとされるのである。

しかし、第一原理と第二原理の役割の違い、および、人々には(b)という政治的領域における市民、(c)という社会に位置づけられた人という両方の側面があること、後期のロールズが公的な熟議(public deliberation)を重視していたことから、ロールズの理論は拡張することができ、原理の適用の際に人々における①と②の違い両方を考慮することはできるのではないか。人々がある社会的文脈に位置づけられた状態で、何かが必要であるといったとき、その人は実際は②と結びついたかたちでその発言をしているのである。そして、基本的諸自由や権利の行使に関わる範囲において、そのような人々の発言をも考慮に入れていくことは、「自由かつ平等な人格」ということで、社会的に優位な人々が基準になっていることを妨げることにつながる。

正義の二原理が、適用される範囲は政治的領域である。しかし、同時にその原理が最終的に適用されている人々、また適用の際に議論を行っている人々は(b)と(c)の側面を両方合わせ持った個人である。政治的領域において、市民たちは、自らの政治的な見解を公共的理由によって説明することが求められるが、背景的文化においては自らが位置する社会的状況において、公共的理由に捉われずに自由に議論をしている人々である。

正義原理を適用する際には、基礎構造には二つの役割があることに注意する必要がある。

基礎構造はおおかた二つの異なる部分に分けることができる。第一の原理が一方に適用され、第二原理が他方に適用される。それらの部分は、社会システムの諸側面のうち、シティズンシップの平等な諸自由

定めるという側面を区別する²⁴。

第一の役割は第一原理によって扱われ、基本的な諸自由を各人の違いに関わりなく平等に分配する、そして、自由かつ平等な市民としての地位を形式的に平等に保障するのである。第一原理が扱う基本的諸自由・権利（ロールズはこれらを憲法の本質的要素と呼ぶ）の保障は、他の社会的正義の問題よりも急務であり、それが実現されているということについて人々のあいだで合意を得ることが、より容易である²⁵。

第二の役割は第二原理によって扱われ、「自由かつ平等な市民にふさわしい、社会的・経済的正義の関わる背景的制度を設立する²⁶」ことである。第二原理に関しては、全ての人々をある定まった基準を基に同じようにあつかい、基本財を平等に分配することが要求されているのではない。そして、社会的・経済的問題に関しては特殊な点も見ていく必要があることが示唆されており、次のように述べられている。「これらの〔経済的・社会的〕問題を解決するためには、そのような〔政治的〕構想とその原理が示す政治的価値を越えていくこと、そして、その構想に含まれていないような価値や事柄を引き合いに出すことが多くの場合必要である²⁷。」

このように、ロールズは第一原理が扱う憲法の本質的要素に関わる問題と、社会的・経済的正義に関わる問題を区別している。そして、社会的・経済的正義に関しては、非政治的価値を参照する必要がある場合があることを認めているのである。また、相互性の基準が満たされなければならないのは、最低限、憲法の本質的要素に関わる範囲であると述べている²⁸。

²⁴ Rawls, *Theory of Justice*, p. 53; *Political Liberalism*, p. 229 参照。

²⁵ Rawls, *Justice as Fairness*, p. 49.

²⁶ Rawls, *Political Liberalism*, p. 229.

²⁷ Rawls, *Justice as Fairness*, p. 28.

²⁸ Rawls, *Political Liberalism*, p. xlvi.

加えて、後期のロールズは「公共的理由の広い見方²⁹」を支持し、条件付きではあるが、いつでも議論に自らの包括的教説を持ち出してもよいとしている。

たしかに、ロールズの基本財は、今まで人々の多様性を扱えないとして批判を受けてきた。しかし、ロールズ自身が、ヘルスケアや余暇時間を基本財として認めることを検討する記述³⁰もあり、基本財を固定的に捉える必要はない。また、第二原理が扱っている形式的ではない、実質的な機会の平等も、どのようにすれば満たされるのかということは、実際は、社会の状況も見ながら定めていく必要があるような事柄である。このように、ロールズの第二原理がどのようにすれば充足されるかということは、解釈を必要とするのである。そして、人々自らが実際に基本的諸自由を享受するために何を必要としているかということについて、①も②も含めたかたちで発言していくことはできるのである。

人格の政治的構想は、市民としての人格をあらわしている。つまり、互いを自由かつ平等であると見なし、相互性が成り立っているような政治的領域における人々である。そして、人格の政治的構想は、多様な善の構想を持つ人々が、共通の基盤のもと政治的正義の問題を扱うことを可能にする。この時、忘れてはならないのはその背後にはいつも、(c)という人々

²⁹ 「理に適った包括的教説を、それが宗教的なものまたは非宗教的なものであっても、いつでも公共的な政治的議論において導入してよい。」この公共的理由の広い見方は、「ただし、いずれは適切な政治的な理由—包括的教説のみによって与えられるものではない理由—が提示されなければならない。そしてその政治的理由は、導入された包括的教説が支持しているとされるものは何であれ、それを支持するのに十分でなければならない」という風が続く。Rawls, *Collected Papers*, p. 591. 「いずれは in due course」ということが具体的にどのようなことを意味しているのかなどは、明らかにされていない。しかし、政治的議論において市民たちが互いの包括的教説を知ることができることは、互いがそれぞれどのような見地から政治的構想を支持しているのか知ることができ、必要ならば自らの見解を変えることにつながるかもしれない。

³⁰ Rawls, *Justice as Fairness*, § 51, § 52 参照。

ロールズの「政治的リベラリズム」における人格の構想

の側面があるということである。自由かつ平等な市民としての必要は、第一原理による基本的諸自由の平等、第二原理によって人々のそれらの自由の価値の不平等を是正するという二段階によって満たされる。第一原理が満たされた後、第二原理がどのように充足されるかということについては、ロールズの理論を拡張し、人々が実際に多様な善の構想、社会的地位や力量を持つ者として、その内容や基本財について議論を重ね、共に決めていくことができるのである。